

令和3年11月臨時会

# 横芝光町議会会議録

令和3年 11月30日 開会

令和3年 11月30日 閉会

横芝光町議会

# 令和3年11月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号 (11月30日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
発議第1号の上程、説明	7
議案第1号及び議案第2号の上程、説明	8
発議第1号審議(質疑・討論・採決)	11
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	12
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	12
閉会の宣告	14
署名議員	17

## 令和3年11月横芝光町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火曜日）午前11時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 発議第1号について（提案理由説明）

日程第 5 議案第1号及び議案第2号について（町長提案理由説明）

日程第 6 発議第1号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第1号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第2号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君

1 1 番	川 島	仁 君	1 2 番	川 島	富 士 子 君
1 3 番	鈴 木	克 征 君	1 4 番	鈴 木	唯 夫 君
1 5 番	八 角	健 一 君	1 6 番	川 島	勝 美 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	川 島 敏 彦 君	教 育 長	押 尾 良 晴 君

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長	渡 邊 奨	書 記	齋 藤 美 紀
-----	-------	-----	---------

---

### ◎開会の宣告

○議長（川島 仁君） 開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年11月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、今臨時会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前11時00分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

16番 川島 勝美 議員

1番 小倉 弘業 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（川島 仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（川島 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、9月27日に開催された令和3年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会及び10月29日に開催された令和3年山武郡市環境衛生組合議会第2回臨時会について、鈴木和彦議員。

〔9番議員 鈴木和彦君登壇〕

○9番（鈴木和彦君） おはようございます。

去る9月27日に開催された令和3年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案2件でございます。

議案第1号は、令和3年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,911万9,000円とすべく、提案されたものです。

議案第2号は、令和2年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は9億5,200万6,256円。一方、歳出総額は9億1,350万4,071円で、歳入歳出差引残額3,850万2,185円は翌年度に繰り越すこととなりました。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和3年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

続きまして、去る10月29日に開催された令和3年山武郡市環境衛生組合議会第2回臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提出された案件は、議案1件であります。

議案第1号は、工事請負契約の変更についてであります。

本案は、最終処分場かさ上げ工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めべく、提案されたものでございます。

提案されました議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和3年山武郡市環境衛生組合議会第2回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、9月28日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年9月定例会について、庄内賢一議員。

〔8番議員 庄内賢一君登壇〕

○8番（庄内賢一君） 去る9月28日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案2件であります。

議案第1号は、令和2年度匝瑳市横芝光町消防組一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は10億2,456万2,661円。一方、歳出総額は10億581万741円で、歳入歳出差引残額1,875万1,920円は翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、横芝光消防署建設工事請負契約の締結についてであります。

本案は、横芝光消防署建設工事請負契約について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案されたものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和3年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、10月18日に開催された令和3年東総衛生組合議会10月定例会について、鈴木輝男議員。

〔10番議員 鈴木輝男君登壇〕

○10番（鈴木輝男君） おはようございます。

去る10月18日に開催されました令和3年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案3件であります。

議案第1号は、令和2年度東総衛生組一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は9億970万1,868円。一方、歳出総額は8億5,814万2,680円で、歳入歳出差引残額5,155万9,188円のうち2,600万円を財政調整基金に繰り入れ、2,555万9,188円を翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、東総衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第28条第4項の規定に基づく失職の特例を定めるべく、所要の改正を行うため提案されたものであります。

議案第3号は、東総衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国が示した行政手続における押印等の見直し方針に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和3年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 鈴木輝男君降壇〕

○議長（川島 仁君） 最後に、11月4日に開催された令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月4日に開催されました令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、6件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、これを報告し、承認を求めるものです。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選出監査委員の退職に伴い、新たに千葉市議会議員で千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の森山和博氏を選任するものです。

議案第3号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は25億4,818万6,564円、歳出総額は22億1,328万5,713円で、歳入歳出差引残額は3億3,490万851円となりました。

議案第4号は、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定に



ついてであります。

歳入総額は6,591億1,507万5,943円、歳出総額は6,352億4,677万7,269円で、歳入歳出差引残額は238億6,829万8,674円となりました。

議案第5号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,763万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億146万円とするものです。

議案第6号は、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193億5,607万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,060億6,670万9,000円とするものです。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明

○議長（川島 仁君） 日程第4、発議第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 発議第1号について、提案理由説明を申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をご覧くださいと思います。

本発議案については、議会運営委員会において、委員全員の賛同を得たことから、会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

本案は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、町議会議員の期末手当の支給割合をこれに準拠して引き下げするため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

具体的な内容は、お配りしてあります新旧対照表に記載のとおり、期末手当を算出するために乗じる数値を、第1条関係の本年12月分は100分の222.5を100分の207.5に改め、第2条関係については、令和4年以降の6月及び12月分の期末手当は100分の207.5を100分の215に改めるものであります。

なお、施行期日は公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては令和4年4月1日でございます。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明

○議長（川島 仁君） 日程第5、議案第1号及び議案第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 本日ここに、令和3年11月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただき、誠にありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の令和3年11月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、令和3年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じ、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、令和3年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、地方

公務員法第24条第2項の規定により職員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

以上、提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、総務課長。

〔総務課長 川島敏彦君登壇〕

○総務課長（川島敏彦君） 議案第1号及び議案第2号についてご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり、黄色の議案関係資料ともに1ページからとなりますので、併せてご覧ください。

それでは、ピンク色の議案つづり、1ページをお願いいたします。

本案は、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

改正文となります。

2条構成となっております。

まず、第1条では令和3年度の改正を、第2条では令和4年度の改正を行うものでございます。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料1ページをお願いいたします。

表の中段の、内容の要旨の欄をご覧ください。

令和3年人事院勧告並びに千葉県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告において、民間のボーナス支給割合との均衡を図るため、一般職の期末手当を年間0.15月分引き下げることから、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。

1の表ですが、令和3年度の期末手当支給割合ですが、12月期の改正前2.225月を改正後

2. 075月に引き下げ、年間では、改正前4.45月を改正後4.3月にするものでございます。

2、令和4年度以降の期末手当支給割合ですが、6月期、12月期ともに2.15月として、年間では4.3月とするものでございます。

3の改定による影響額は記載のとおりでございます。

ピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年4月1日から施行するとしております。

なお、今回の改定に伴う補正予算案につきましては、最終補正予算において調整をさせていただきますと思います。

続きまして、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり、5ページをお願いいたします。

本案は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

1枚めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

改正文でございます。

4条構成の改正となっております。

第1条及び第2条は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。第3条及び第4条は、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となっております。

制定の概要にてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料4ページをお願いいたします。表の中段の、内容の要旨の欄をご覧ください。

令和3年人事院勧告並びに千葉県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告において、民間のボーナス支給割合との均衡を図るため、一般職の期末手当を年間0.15月分、再任用職員の期末手当を年間0.1月分引き下げるべく改正を行うものでございます。

次の表には期末勤勉手当の支給割合を記載してございます。変更箇所はアンダーラインをつけてあります。

今回改正を行う期末手当の欄の変更箇所を説明させていただきます。

初めに、一般職期末手当の現行1.275月を令和3年度12月期は1.125月に、令和4年度は1.2月に改正し、次の再任用職員期末手当の現行0.725月を令和3年度12月期は0.625月に、

令和4年度は0.675月に改正し、次の特定任期付職員期末手当の現行1.675月を令和3年度12月期は1.575月に、令和4年度は1.625月に改正し、次の会計年度任用職員期末手当の現行1.275月を令和3年度12月期は1.125月に、令和4年度は1.2月にそれぞれ改正するものでございます。

2の改定による影響額の概算は記載のとおりでございます。

ピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和4年4月1日から施行するとしております。

なお、今回の改正に伴う補正予算案につきましては、最終補正予算において調整をさせていただきますと思います。

以上で、議案第1号及び議案第2号の補足説明といたします。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

---

#### ◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） これより、議案審議を行います。

日程第6、発議第1号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第7、議案第1号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第8、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけお聞きします。

一般職全体で1,600万円のおおむね減額ということになっています。一般職とそれからここにあります再任用職員、会計年度任用職員の対象になる人数はどれくらいの試算になるか、教えてください。

○議長（川島 仁君） 総務課長。

○総務課長（川島敏彦君） 対象になる人数ということでございます。

まず、一般職につきましては322名、再任用職員につきましては10名、会計年度任用職員につきましては43名、合計で375名が対象になります。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

〔6番議員「議長、討論」と発言〕

○議長（川島 仁君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

今回の条例改正は、千葉県人事委員会の勧告のとおり、一般職や会計年度任用職員の今年12月期と来年度以降の期末手当の支給月数を0.15か月削減するものです。

反対する第1の理由は、国の人事院勧告では、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったとしていますが、昨年からは新型コロナウイルス感染拡大という特別に困難な状況にあったという事情が考慮されていないということです。

新型コロナウイルス感染対策の中、公務員の皆さんが国民の安全・安心を確保するために日々全力で勤務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張ってきました。非正規職員の皆さんも医療・介護・教育・保育などの現場で、コロナ対応に頑張ってきました。当町においても、そうした職員の皆さんの必死の頑張りに対して、一時金のカットは到底理解できません。

第2に、公務員の一時金は期末手当と勤勉手当だけで構成されていますが、過去数年、成績主義的な性格を持つ勤勉手当の増額改定を実施しながら、期末手当を減額改定しています。このことによって、一時金の生活給としての性格を薄め、成果主義、成績主義を強化することにつながりかねません。

第3に、コロナ禍で公務員の賃金水準を下げれば、地域の事業所における賃金水準引下げにも影響が及び、コロナ禍で疲弊している地域経済も影響を受けることになります。影響することになります。

岸田政権の下で、労働者の賃金をいかに引き上げるかが大きな課題となっています。日本

の労働者の賃金は、労働生産性の向上に見合っておりません。それどころか、1996年から実質賃金は0.6%下がっていると言われております。地域経済への影響と民間労働者の賃金水準引上げを考えれば、今、公務員賃金を引き下げるべきではないと考えます。

以上の理由から、本原案に対する反対討論といたします。

○議長（川島 仁君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私は、議案第2号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成する立場から討論いたします。

本案については、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告に基づく、期末手当の支給割合を引き下げるという内容であります。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告は、公務員の給与水準を民間のボーナス支給割合と均衡させることを基本としながら、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的としています。人事委員会を持たない当町としては、給与等に関する専門調査機関である国の人事院及び千葉県人事委員会の勧告を尊重すべきであると考えます。

このような理由から、私は議案第2号に賛成をいたします。

○議長（川島 仁君） ほかに討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（川島 仁君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（川島 仁君） 以上で本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

本日の会議を閉じます。



令和3年11月横芝光町議会臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午前11時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島 仁

議員 川島 勝美

議員 小倉 弘業